

## 令和5(2023)年度運営指導の結果について

## 【小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

## ○人員に関する事項について

|   |  |
|---|--|
| 1 | 一部の職員について、雇用契約書における契約日の日付が記載されていなかった。契約日が記載された正式な雇用契約書の原本は本社にて管理しているとのことだったが、雇用契約を結ぶ上で必要な事項であるため、事業所においても把握の上、記載すること。    |
| 2 | 連続して夜勤をしている職員がいた。労働基準法上必要な法定休日は設けられていたが、夜勤明けの日は法定休日とはならないため、注意すること。  |
| 3 | 従業者の勤務状況について、他事業所からの応援職員等の勤務時間の取扱いが整理できていなかったことから、勤務状況を適切に管理すること。(勤務が変更になった際は、実績に基づき、勤務変更後のシフト表を作成する等、実績を把握できるよう整理すること。) |

## ○運営・報酬に関する事項について

|    |   |
|----|---|
| 1  | 運営規程について、事業の目的の部分に、違う施設の名称が記載されていた。正しく修正すること。   |
| 2  | 重要事項説明書において、利用者の負担割合が1割のみの記載となっていた。利用者の負担割合が収入によって1～3割になることが分かるよう記載すること。                          |
| 3  | 重要事項説明書について、説明日の日付が空欄となっているものがあつた。サービスを提供する上で、必要な事項であるため、必ず記載すること。                                |
| 4  | 重要事項説明書中、苦情受付に関する市の担当窓口の電話番号に誤りがあつたため、適切に修正すること。  |
| 5  | 重要事項説明書中の苦情連絡先について、那須塩原市における苦情担当の部署名に相違があつた。正しい部署名に修正すること。  |
| 6  | 重要事項説明書において、一部のサービス利用料等について、利用者負担割合に応じて料金が異なる旨の記載がなかったため、分かるように修正すること。また、加算の単位に一部誤りがあつたため、修正すること。 |
| 7  | 重要事項説明書において、既に廃止となっている加算の記載があつた。適切に修正すること。  |
| 8  | 契約書について、日付が空欄となっているものがあつた。サービスを提供する上で、必要な事項であるため、必ず記載すること。  |
| 9  | 契約書中、記録の保存年限が2年間になっていた。那須塩原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める規則第56条の18に基づき、5年間に修正すること。           |
| 10 | 契約書において、一部のサービス利用料等について、利用者負担割合に応じて料金が異なる旨の記載がなかったため、分かるように修正すること。                                |
| 11 | 契約書において、認知症対応型共同生活介護と一体的に実施している介護予防認知症対応型共同生活介護の記載がもれていたため、加えること。                                 |
| 12 | パンフレットにおいて、利用者の負担割合が1割の場合の料金のみ記載されていた。所得に応じて負担割合が1～3割となる旨が分かるよう記載すること。                            |
| 13 | パンフレットに記載してある単位数について、一部誤りがあつた。正しい単位数に修正すること。  |

|    |   |
|----|---|
| 14 | 感染症対策マニュアルについて、厚生労働省から発出されているマニュアルを事業所のマニュアルとして備えていた。貴事業所の業務内容を踏まえて、マニュアルを作成すること。 |
|----|---|

|    |  |
|----|--|
| 15 | 感染症マニュアルについて、所轄保健所の名称等が、施設の場所に即さない形になっていたため、適切に修正すること。   |
| 16 | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行われていなければならないとされている。貴施設は現状、開所からの9か月間において、ケアマネジャー等に対し、積極的にサービスの利点等の案内をしている様子は見受けられるが、同一建物に居住する利用者以外の者にサービスを提供していない。引き続き積極的に案内し、早急に入居者以外に対してもサービスを提供すること。 |
| 17 | 従業員の雇用契約書及び辞令における勤務先の記載が、併設施設のサービス付き高齢者向け住宅や、既に廃止している併設の訪問介護事業所となっていた。職務として定期巡回・随時対応型訪問介護看護の業務に従事していることが対外的に分かるよう、適切に辞令等を交付すること。   |

## ○ケアプランに関する事項について

|   |   |
|---|---|
| 1 | 長期目標と短期目標の文言がほぼ同一となっているものがあつた。ニーズを達成するための長期目標と、長期目標を達成するための短期目標を明確化し、計画的支援に結び付けられるよう今後の目標内容を検討すること。     |
| 2 | 居宅サービス計画書第2表について、短期目標の期間と援助内容の実施期間が一部異なっていた。短期目標が期間中に達成できるものとするため、短期目標の期間と援助内容の実施期間が同一となるように修正すること。     |
| 3 | 居宅サービス計画書第3表について、「主な日常生活上の活動」の記載が漏れていた。利用者の起床や就寝、食事、排泄など主要な日常生活に関する活動を明らかにし、対応するサービスとの関係が分かるよう、記載を行うこと。 |

## ○他事業所の規範となる事項について

|   |  |
|---|--|
| 1 | 運営指導に際し、各種書類の準備を求めたが、分かりやすく分類され、また丁寧な説明もあり、円滑に進めることができた。 |
| 2 | 研修の受講について、職員ごとに計画を立てて管理していた。                             |
| 3 | 近隣の学校と交流を図っており、地域との関係構築ができていた。                           |
| 4 | 困難事例を受入れ、利用者及び家族に対し丁寧な説明や対応を行っていた。                       |
| 5 | 書類が整理され、分かりやすく管理されていた。                                   |
| 6 | 事業所内が整頓され、過ごしやすい環境となっていた。                                |
| 7 | システムを活用し、職員間で利用者の対応記録等の共有が図られていた。                        |
| 8 | 貴法人が運営する他事業所で指摘した事項が全て改善されており、適切に運営されていた。                |